

議案第66号

幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例

幕別町企業開発促進条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（課税免除の対象）

第9条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年5月11日号外法律第40号）第26条に規定する承認地域経済牽引事業者について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年8月16日総務省令第94号）第3条第2号に規定する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年3月31日号外総務省令第31号）第1条に規定する特別償却設備設置者について、同条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

第10条中「課税免除」を「固定資産税の課税免除」に、「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。